

第2次草津市みどりの基本計画（改定版）【概要書】

■将来像
 パートナーシップで育む緑住文化都市
ひと・都市・自然が交感する みどりのまち 草津
都市のあるべき姿
 ○ みどりを育て、つくり、守る活動が広がっている
 ○ みどりを仲立ちに、ひと・都市・自然が交感している
 ○ 花と緑に彩られたまちなみとなっている

まちの健幸づくりにつながる「ガーデンシティくさつ」の実現

花と緑いっぱいだから、まちに出かけたい。みんながまちにでてくるから、出会いと交流、賑わいが生まれる。一緒にまちを彩るガーデニングの活動がきっかけとなって、コミュニティの新たな結びつきができる。そのようにして、いつの間にか住む人にとって草津の魅力がさらに高まって、訪れる人も惹きつけます。

みどりに、健康増進や心の癒しへの寄与、創造性の喚起といった多様な効用があることの科学的な検証が進んでいます。

緑住文化都市をこころざし「ガーデンシティくさつ」の実現を図ることは、そうした検証の成果を積極的に都市づくりに活用していくとするものであり、まちの健幸づくりにつながるものです。

□計画改定の趣旨等

- ① 都市公園法、都市緑地法、都市計画法等に係る法令改正の動きに応じて、公園管理の方針の考え方や生態系保全の方針等を含める。
- ② 「第5次草津市総合計画（第3期基本計画）」の基本方針を踏まえ、「ガーデンシティくさつ」の実現を図る。

これら2点に対応するため、「第2次草津市緑の基本計画」を見直したもので、②については、「健幸都市づくり」の取り組みと一体的な推進を図るもの。

□計画期間 「第2次草津市緑の基本計画」の計画期間である平成22年度から平成32年度のうち、平成30年度から平成32年度末までの3年間。

□対象区域 琵琶湖を除く草津市域全域4,865ha。

□第2次計画の当初の課題

- （育てる）** 市民次がみどりのまちづくりに参加し、みどりのまちづくりを支えていくことが重要
- （つくる）** 都市を彩るみどり、まちなかのみどりを生み出し、あるいは再生する、さらには維持管理して持続させていくことが重要
- （守る）** ふるさと水とみどりを保全し、継承していくことが重要

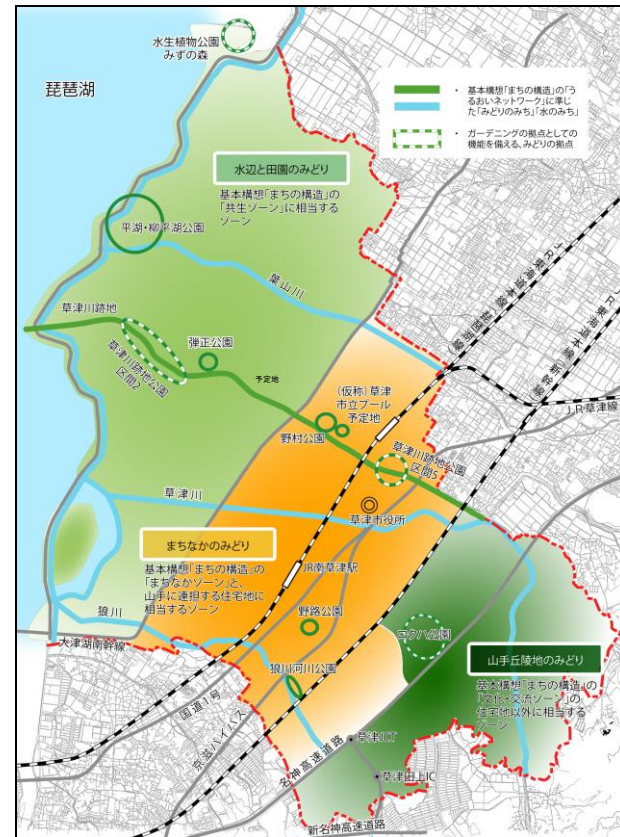
□改定版計画で新たに追加する課題

- 課題1** 「ガーデンシティ」「健幸都市」の視点から、交流機会の充実やコミュニティの形成が求められる。
- 課題2** ガーデニングの拠点となりうる都市公園等の魅力を向上させ、有効に活用することが求められる。
- 課題3** 公園の管理運営を担い、ガーデニングを広める組織を、市民・企業・行政が一体となってつくっていくことが求められる。

■みどりの目標水準

- ① 「ガーデンシティくさつ」の実現に向けて、初動期の基盤づくりを図ります。
 H32年度末
 ガーデニング研修終了者（累計） 100人
 整備花壇数 5か所
 （シンボル花壇・ガーデンストリート・地域花壇等）
- ② 緑地の確保（将来市街化区域の概ね1割に相当する量）
 H28年度末 H32年度末
 市街化区域内緑地率 10.9% 11.1%
- ③ 都市公園等の施設として整備すべき緑地（H32年度末）
 H28年度末 H32年度末
 都市公園+児童遊園 6.7㎡/人 6.7㎡/人
- ④ 都市緑化
 1本/世帯（10年間で5万本）
 H28年度末 H32年度末
 46,541本 5万本

■みどりの都市構造



■緑化推進・緑地保全の重点地区

まちなか重点地区
 積極的な緑化を図る地区です。市街化区域の全域、および、草津川跡地の市街化調整区域部分（区間1を除く）を設定します。

湖岸重点地区
 既に保全等に係る地区指定がなされている湖岸の緑地で、緑地を適切に保全する地区です。既存の地区指定を踏まえて、琵琶湖岸景観形成重点地区、草津山湖畔風致地区、琵琶湖岸緑地を設定するとともに、草津川跡地（区間1）を含めます。

■みどりを育て・つくり・守る施策の体系

方針	施策		
育てる	花と緑のまちなみづくりの機運を高める	1	花いっぱいのまちなかづくり ○ 草津川跡地公園（区間2・5）をガーデニングの拠点として活かすとともに、JR草津・南草津駅前ロータリー、歩行者デッキや主要道路、商店街等に、花壇やプランターなどを配置し、花いっぱいのまちなかづくりを進めます。
		2	ガーデニングの普及啓発 ○ 「ガーデンシティくさつ」の実現をテーマに、従来取り組んでいる緑化フェアなどの啓発イベントの一層の展開を図るとともに、ガーデニングに係る全国大会等の招致など、ガーデンシティに係る情報発信に努めます。
	ガーデニングへの市民参加を拡げる	3	ガーデニングの促進 ○ 町内会・自治会やまちづくり協議会の活動、NPOやサークルの活動、企業のCSR活動等を通して、生活に身近な公園や花壇・植栽などでのガーデニングを促進します。
		4	ガーデニング成果の顕彰 ○ ガーデンコンクールや、みどりに関する写真・ポスター・標語のコンクールなどを実施して、市民・企業等の緑化意識の向上を図るとともに、取組成果について顕彰します。
みどりの健幸都市づくりを進める	5	みどりの健幸活動の促進 ○ みどり豊かな生活環境をつくり、守りながらガーデニングに親しみ、生活空間・都市空間を花と緑いっぱいに彩ることを通じて、市民が自然と「健幸」に暮らすことのできるまちづくりを進めます。	
	6	環境学習の促進 ○ 市民間に、環境学習の目的や意義についての共通の認識をつくりながら、生涯を通じて、誰もが環境について様々な学べる地域社会づくりを進めて、未来に「環境文化」の高まりをつくっていきます。	
生活に身近なみどりをつくる	7	都市公園・児童遊園の運営・再整備 ○ 都市公園・児童遊園について、公園の老朽化の程度や利用勝手などの状況と近隣ニーズを勘案した再整備を推進します。また、地域に身近な児童遊園等については地域の協力を得ながら維持管理を行うとともに地域ニーズに合った活用手法なども検討します。	
	8	生活に身近なみどりをつくる諸制度の運用 ○ 緑地協定制や地区計画制度など、市民がともにみどりをつくり、守るために利用できる制度の活用を促進するなどにより、まちなかや住宅地のみどりの充実を図っていきます。	
地域ごとのみどりの拠点をつくる	9	都市公園の整備 ○ 市民に開かれた遊びの場・憩いの場として、都市計画決定された公園等を年次計画に基づいて整備します。	
	10	都市緑化の推進 ○ 公共施設等において、まちなみ・景観等に配慮した緑化を積極的に進めるとともに、花と緑で彩るまちづくりを総合的に推進します。	
みどりと水のネットワークをつくる	11	「みどりのみち」「水のみち」の形成 ○ 「山手丘陵地」「まちなか」「水辺と田園」のみどりの各ゾーンでの、自然的環境の保全と再生に努め、ゾーン間を「みどりのみち」「水のみち」でつなぐことで、都市におけるエコロジカル・ネットワークの形成を図ります。	
	守る	12	琵琶湖とともにある自然景観と生態系を守る ○ 琵琶湖岸の風景や、田園風景、河川等がつくる水と緑の空間、市域南東部の丘陵などの自然景観、山林・丘陵地樹林を保全するとともに、市内に点在する社寺林、琵琶湖岸のヨシ群落などがかん養する生態系と生物多様性を適切に保全します。
13		まちなかのうらおいに寄与する緑地と優良農地を守る ○ 保安林の指定や開発許可における公園・緑地の配置を誘導するとともに、琵琶湖の湖辺に広がる田園や、丘陵地の集落とともにある農地について、「農業・農地の多面的機能」を踏まえ、農用地区域の指定のもとでの保全を図ります。	